2024年4月3日 参議院地方創生・デジタル特別委員会　会議録抄

大臣所信質疑

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　私は、ちょっと今日、自治体の現場から聞いた課題なので少々細かい質問になってしまいますが、よろしくお願いいたします。

　今年の３月１日から、戸籍の情報連携というものがスタートをしました。この新たなシステムの運用によって、自治体の窓口でマイナンバーの番号を伝えるだけで年金や児童扶養手当の申請ができるようになったり、婚姻届や養子縁組など、本籍地の変更などの手続で提出していた戸籍謄本のような戸籍の証明書の提出が不要となります。さらには、本籍地と違う自治体に住んでいても、結構自分の本籍地と違うところに住んでいる方たくさんいると思うんですが、そういった方も居住地の市区町村の窓口で戸籍の証明書を受け取ることができるというものです。

　これ、結構前向きに捉えて、住民の方にとってみれば、いいものだなというふうに期待をするところではあるんですが、しかし、最後に今例示をしました広域交付制度、いわゆる本籍地じゃないところで、市区町村の窓口行って戸籍の証明書下さいという制度なんですが、これが現在どうやら大分大きなトラブルが起きているというふうに聞いています。

　初めに、その３月１日から起きている広域交付制度のトラブルと現段階での改善の状況とかを法務省に御説明お願いします。

**○松井信憲　法務省大臣官房審議官**　お答え申し上げます。

　令和元年の戸籍法の改正によって、本年３月１日から、本籍地以外の市区町村においても戸籍証明書の交付を可能とするいわゆる広域交付制度が開始されています。

　本年３月１日の運用開始当初から、システム負荷が過大となったことを原因とする戸籍情報連携システムの不具合により数日間にわたって広域交付がしづらい状況になりまして、国民の皆様に多大な御不便をお掛けするとともに、市区町村の職員の皆様にも御負担をお掛けしたところでございます。

　この不具合につきましては、戸籍情報連携システムの機能改修によって改善され、３月11日以降は問題なく広域交付をすることができているという現状でございます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　３月11日以降はシステムは稼働しているということで、その３月１日から10日までの間が結構ちょくちょく止まってしまったんですね。で、御説明あったとおり、検索を掛けると全国で一気にアクセスをするので、負荷が掛かってしまってシステムダウンしてしまうというのが恐らく大きな原因だったというふうに捉えています。

　こういったものというのは、システムに負荷が掛かって止まるというのは、新しいシステムをつくり出すときには結構多い事象だというふうに承知をしています。まあ珍しくないということです。ただ、言葉を厳しくして言うと、全国で一気にこれを稼働させて、全国の多くの自治体で検索するというのは想像ができたんじゃないかというふうに考えると、余りにもちょっと情けなかったんじゃないかなと指摘せざるを得ないということなんです。アクセスが集中することを想定できなかったのは落ち度かなというふうに考えています。

　デジタル庁としては、法務省のシステムにどのように関わって、こういったことを防ぐことをできなかったのかどうかというのをちょっと確認させてください。デジタル庁、お願いします。

**○冨安泰一郎　デジタル庁統括官**　戸籍情報連携システムにつきましては、予算要求の段階ですとか調達前の執行段階において確認し、その時点で確認できる事項につきましては特段の課題は見受けられなかったところでございます。ただ、その後のシステムの設計、開発、テスト、それから運用につきましては、法務省の責任において実施していただいたと承知しております。

　３月１日の戸籍証明書の交付、広域交付の運用開始後の障害やその後の復旧状況につきましては、法務省から情報の提供をいただきまして把握してきており、現在、法務省に対して当該障害の原因の分析結果の報告を求めているところでございます。

**○岸まきこ**　これ、どうしてもやっぱり現場の課題というか原課の課題になってくるので、法務省の方が、やっぱりそこが、テストランというものなんですかね、やったときに、何回も何回もテストしているときに、本当であれば、見抜くことができたらこういったようなトラブルが起きなかったと思うので、これは原課の課題でもあるんですけど、やっぱりデジタル庁としてもそこは今後とも注意をしていただきたいというところです。

　この自治体の新システムの運用に当たっての説明というのが、何か法務省から相当情報が遅かったというふうにも聞いているんです。運用のマニュアルみたいなものというのをいつ発出したのか確認させてください。

**○松井信憲　法務省大臣官房審議官**　お答え申し上げます。

　法務省としては、戸籍情報連携システムを利用した事務の運用開始に当たっては、事前に十分な期間を確保し、昨年春以降、システムに関する各種テストを実施するとともに、市区町村に対してもシステムの運用に関する各種マニュアルを随時送付し、市区町村と連携して各種試行を実施してきたところでございました。

　しかし、先ほど申し上げたとおり、システムに関する各種テストにおいて、委員御指摘のように、テストパターンが不足していたということによって運用開始後に想定されるシステム負荷を十分に確認することができず、その結果、想定外のシステム負荷を生じ、広域交付がしづらい状況になったものというふうに認識をしております。

**○岸まきこ**　今の法務省の説明だと、去年の春以降、随時、そのマニュアルのようなものを随時出してきたよというふうにおっしゃっているんですが、どうも自治体の現場なのか途中なのかちょっと分かりませんが、正式に来たのが相当、２月の中下旬であったというふうに聞いていて、その段階からだと、もう３月１日運用なので相当大変だったよというようなことを聞いています。

　これは、通知というものがなるべく、新しいシステムのときにはやっぱりなるべく早く正しい情報を出していく。今お答えいただいたように、テストパターンの不足というのは今後もいろんなものをシステム改築していくときも関係してくると思うので、そこは今後も気を付けていただきたいというところです。

　また、３月１日に運用を開始してから情報が更新されていないといった事象が発覚して、そのため、市区町村間では現在、電話で確認しなければならないという何ともアナログなことをさせられていて手間暇掛かるということを聞きました。現在どんな作業をさせているのかというのも確認させてください。

**○松井信憲　法務省大臣官房審議官**　お答え申し上げます。

　改正戸籍法が施行された本年３月１日時点で一部の市区町村において戸籍証明書を発行する際に確認すべき情報の設定作業が不十分であったということを踏まえまして、施行日後、当面の間、広域交付の請求があった場合には、請求を受けた市区町村の職員が本籍地の市区町村に対し確認すべき情報の有無等について個別に確認をした上で広域交付を行うという暫定的な運用を行っているところでございます。

**○岸まきこ**　今の説明でいうと、本当に、私が例えば、地元が岩見沢なんですが、地元、本籍地がですね、なんですが、千代田区に今回戸籍抄本を取りに行こうかなと思ったら、千代田区の窓口では一回岩見沢市に電話を掛けて、この方に交付していいですかという確認を取らなきゃいけない。で、その電話ももしかしたら詐欺かもしれませんので、一回、岩見沢市からもう一回千代田区の方に電話を掛け直して、そこで初めて照合するというようなことを現在やっているというところです。

　これは戸籍なので、ある意味住民票よりも重たい内容となっています。なので、万が一にも情報が更新されていなくて閲覧制限が掛かっているようなものが発行されてしまったら大変なことになるので、そういうことを、トラブルを防ぐためにも今はそういうやり方をやっているというふうに聞きました。

　ただ、やっぱりそれですね、本来であれば、３月１日に情報連携がきちんとできていて問題なくやっていれば、そのアナログなものは今やらなくて済んだので、こういうことが起きているのは重大なシステム構築の瑕疵だったと、これも残念ながら指摘せざるを得ません。

　一部の自治体では、システムが余りにも不安定過ぎて運用をやめているというところもあるというふうに報道にはなっていました。実際には、もううちではやっていませんよと、郵送請求をしてくださいと、実際に来てもらっても大分待たせてしまうかもしれないので、できれば郵送の方が安定的ですよという広報をやっているというのもホームページで私も確認させていただきました。

　これ、いつシステムが完全に直るのかということも含めると、まだ先の見通しが見えないのであれば一回これ止めた方が、かえって、住民の方がわざわざ窓口に行ったのに待たせてしまったり、最悪の場合、システムダウンで発行できないということになりかねないので、それまでは運用を止めるべきではないかというふうに考えるのですが、法務省としていかがでしょうか。

**○松井信憲　法務省大臣官房審議官**　お答え申し上げます。

　先ほど申し上げたとおり、システム負荷が過大となったことを原因とするトラブルにつきましては、機能改修により改善されているところでございます。その上で、委員御指摘のとおり、暫定的な運用として、請求を受けた市区町村の職員が本籍地の市区町村に確認をするという作業を行っていることは御指摘のとおりでございます。

　本年３月１日の広域交付制度の開始によって、国民の皆様にとって戸籍証明書取得の利便性は向上したと考えているところでございます。

　他方で、この暫定運用によって市区町村職員の皆様には御負担をお掛けしていることですので、戸籍に関する適正な事務処理の担保に留意をしながら、この暫定運用を解除する範囲、これを拡大するために必要な対応については引き続き検討してまいりたいと考えております。

　法務省としては、今後とも広域交付制度の適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**問題はなるべく早く改善をしていただきたいという要望と、これ先にお話は聞いているんですが、この３月１日というのが非常に、自治体のいわゆる住民の窓口というか戸籍の担当の窓口は繁忙期ということになります。どうしても異動というのは３月、４月が多くて、ただでさえ住民票の異動とかもあったりするので、なかなか忙しい時期だったから、時期を選んでいるというふうに聞いたんですが、もしもこういった新しいものを運用するときには、できれば繁忙期じゃないときを選んでいただきたいというのも要請をしておきます。

　戸籍の情報連携のトラブルはここまでとして、最後に河野大臣に、デジタル庁の立場として、情報連携による申請者と行政機関双方の負担軽減を図り、国民の皆様の利便性の向上と行政機関の事務、職員の事務作業の効率化に取り組んでいく、そのためにも、デジタル庁としての対応、フォローアップお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

**○河野太郎　デジタル大臣**　このシステムは③システムであるとはいえ、この国の情報システムを統括、監理するデジタル庁として大変申し訳なく思っております。なぜこういうことになってしまったのかというのを、デジタル庁としても法務省としっかり連携して分析をしてまいりたいと思っております。

　今、デジタル庁は、デジタル庁のシステムをリリースするときには様々な観点からこのシステムをこの時点でリリースしていいかというチェックをして、駄目なものは戻すという体制を取っておりまして、デジタル庁のリソースにも限界がありますから、全てのシステム、③システムまでそれをやるのはちょっと今の時点では極めて厳しいと思っておりますが、その中でも、やはりデジ庁がもう少し見ていかなきゃいけないものがあるんだろうと思いますので、そこの体制は我々としても考えていかなければならないと思っております。

　それから、この戸籍の証明書につきましては、マイナンバー制度を使って戸籍の証明書の添付そのものを要らなくする、そういうシステムを今目指して動いているところでございますので、更に利便性が高まっていくことになりますので、そこのところもしっかり、こうしたことにならないようにやってまいりたいと思います。

　大変申し訳なく思っております。

**○岸まきこ**大臣、ありがとうございます。

　デジタル庁の職員とか予算にも限りがあると思うので、できる範囲とはなるかもしれませんが、今の決意もいただきましたので、引き続きよろしくお願いします。

　次に、地方創生重点交付金という名前なので、ちょっと今日、テーマとさせていただくんですが、政府が閣議決定をした総合経済対策の低所得者に対する給付金や所得税、住民税の一人４万円の定額減税とのはざまにある調整給付というところですね、ここについてちょっとテーマにさせていただきたいと思うんです。

　低所得者の給付金と定額減税、定額減税で減税でき切れなかった方がはざまと言われているんですが、ここが2024年に入手可能な課税情報を基に調整給付を行うというふうにしているんですが、どうやって、いつ頃実施するのか、誰もが理解できるようにできれば御説明いただきたいです。

**○岡本直樹　内閣府大臣官房政策立案総括審議官**　お答え申し上げます。

　定額減税し切れないと見込まれる方につきましては、早期にお届けする観点から、令和６年分所得税の減税実績が確定する令和７年を待たずに、令和６年中に入手可能な情報、具体的には令和５年分所得税額等により、令和６年度個人住民税課税自治体において定額減税し切れないと見込まれる額を算定し、１万円単位で切り上げて給付することとしております。

　なお、給付額算定等の事務処理につきましては、令和６年６月３日を目安として基準日を設定することとしており、その後、対象者の把握等を経て、夏以降に支給が進められるものと見込んでおります。

**○岸まきこ**　６月３日を基準、基準日というか何というか、言い方が難しいですが、そして夏以降の給付に向けて準備をしていくということで、これは相当、自治体にとってみれば、情報がある意味不確かなもので進めなきゃいけないので、相当トラブルが生じるのではないかと考えています。

　住民税の方は確認させていただいたんです、住民税減税の方は確認させていただいたんですが、はざまのこの調整給付の基準日というのは、さっき、６月というのはちょっとまた違う基準日だと思うので、出生や死亡の取扱いというのはどこの基準日になるのか。実際に実務を担う自治体の窓口で住民とのトラブルになりかねないので、この辺の周知ですね。この実際に１月２日以降に亡くなった方にはそういったものにはなりませんよとか、対象になりませんよとか、そういうことを政府が責任を持って対応していただけるのかという広報も含めてお答えいただけますか。

**○岡本直樹　内閣府大臣官房政策立案総括審議官**　お答え申し上げます。

　令和６年中に納税者が本人死亡した場合や家庭に出生があった場合の取扱いをどうするかにつきましてでございますが、死亡した場合でございますが、今般の調整給付の支給に当たりましては、支給対象者による受領の意思表示が必要となるという、このため、そうした意思表示をすることなく亡くなられた場合には支給はされないというふうにしております。ただ一方、調整給付の確認書を返送するなど、意思表示がなされた後に亡くなられた場合には支給対象となるという取扱いをさせていただいております。

　一方、御質問のあった出生があった場合につきましてでございますが、例えば、令和６年中の家族の出生によって扶養親族が増えることなどにより本年夏以降に支給された調整給付に不足があることが判明した場合は、令和７年以降に給付されることとなるというふうにしております。

**○岸まきこ**　済みません、今の死亡の部分だけ日にちはっきりしていただけますかね。それ、市町村によってばらばらになるというわけではないですよね。

**○長谷川岳　委員長**　岡本審議官、確認ですが、よろしいですか。

**○岡本直樹　内閣府大臣官房政策立案総括審議官**　お答え申し上げます。

　先ほど申し上げましたように、６月３日を目安ということで、６月３日を目安にしておりますのは、６月３日が月曜日ということで、６月１日が土曜日ということですね、６月３日を目安として、あくまでそこを基準日として、若干、多少、自治体によって、なりますが、目安としてさせていただきたいというふうに思っております。

**○岸まきこ**　ごめんなさい、目安というのがちょっと分からないんですね。６月３日ということでいいんですかね。６月３日以降に万が一お亡くなりになった方というのは対象にならないし、お生まれになった方も対象にならないというふうに考えてよろしいでしょうか。そこだけちょっとはっきりしないと皆さんは大変分かりにくいと思うので。

**○長谷川岳　委員長**岡本審議官、明確にお答えください。

**○岡本直樹　内閣府大臣官房政策立案総括審議官**　お答え申し上げます。

　６月３日を、繰り返しになって恐縮でございますが、６月３日を目安、ここを基準日といたしまして、各自治体の方で御判断いただきますが、６月３日を基準日というふうに今させていただいております。

**○岸まきこ**　なるほど、すごく問題が多いんじゃないかなと思います。これ、政府で決めた経済対策で、まさかそんな市町村の、自治体によって、確かに重点交付金なので、それぞれの自治体がやるということになるからきっとそういうお答えになると思うんですが、基準日というのは全国で一律にしないと、これおかしくならないかというふうに考えるんですね。

　そこをもう一度持ち帰っていただいて、多分、今日この場では何回やっても同じことになるんじゃないかと思うので、何かおかしいなというふうに私は感じましたというところです。

　ちょっと時間もないので、次の質問に……（発言する者あり）そうですね。済みません、委員長、理事会にこのことを後で提出願います。

**○長谷川岳　委員長**　この件に関しましては、後刻理事会にて協議いたします。

**○岸まきこ**　よろしくお願いします。

　その上で、そもそも岸田政権が掲げたこの総合経済対策の手間暇とか考えると、なかなか難しい問題がたくさんあるんですが、元々これ、いろんなフリーランスや個人事業主の調整給付はどのように考えて取り扱うのかというところもお伺いします。

**○岡本直樹　内閣府大臣官房政策立案総括審議官**　お答え申し上げます。

　フリーランスや個人事業主等の方につきましても給与所得者と同様に取り扱うこととしておりまして、令和６年中に入手可能な情報により定額減税し切れない額が見込まれるのであれば令和６年夏以降に調整給付が支給され、令和６年分の所得税の確定申告において所得税額等が、額が確定した後に既に支給された調整給付に不足がある場合は差額が支給されることとなるというふうにしております。

**○岸まきこ**　もう一つ。今年の春闘は大手を中心に賃上げが進んでいて、中小はこれからということになると思うんですが、中小・零細企業で、昨年は出ていなかった、できていなかったけれども、今年は一時金が支給されるということになった場合など、本来であれば所得税の定額減税となるところではあるんですが、既に調整給付をした場合の方はどうなるのか、戻さなくていいのかというのをお伺いします。

**○岡本直樹　内閣府大臣官房政策立案総括審議官**　お答え申し上げます。

　繰り返しになりますが、定額減税で減税し切れない方への調整給付につきましては、早期にお届けする観点から、令和６年中に入手可能な情報によりその時点で定額減税し切れないと見込まれる額を算定し、給付することとしております。

　その後、令和７年に判明する令和６年分所得税及び定額減税の実績がこうした見込みと異なることはあり得りますが、給付事務を行う自治体の負担も考慮し、一旦算定して給付がなされたものを改めて計算し直して、一人４万円を超える部分の返還を求めないということとしております。

**○岸まきこ**　簡単に言うと、一旦給付したものは返還を求めないということでよろしいですね。ありがとうございます。

　調整給付については自見大臣が直接担当するものではないんですが、そもそも、こういった制度というか、まあいろんなものは地方の現場に負担が掛かっていることを考えると、政策を決定する前に事前に自治体とかにも意見を聞くというのは重要になってきます。

　その観点でいうと、地方は今、人口減少が進んでいたり、少子高齢社会、産業の継承などの課題も山積していまして、地方創生を進めるに当たって地方の意見を事前に聞く場を設けるということが重要になってきます。地方創生の要でもある自治体に無用な仕事を増やしたり混乱を来すというのは避けていただきたいですし、そういった、事前に聞くということを自見大臣にも確認をさせてください。

**○自見はなこ　地方創生担当大臣**　委員御指摘のとおりであります。自治体の声を十分に聞くということと同時に、事前に聞くということと同時に、コミュニケーションしながら政策を実施していくということが重要であると思ってございます。

　今般の調整給付につきましては、制度設計そのものの御担当は新藤大臣でございますが、執行を担当いたします立場、私は執行を担当いたしますので、その立場として、従前から私も、部局とともにでありますが、とにかくこれらの実施に当たっては自治体に過度な事務負担が生じないように留意するということを再三再四連携をしながら取組を進めているところでありまして、自治体に対しましても、河野デジタル大臣の大変な御尽力も賜りまして、算定ツールの提供、これもデジタル庁、大変にすばらしいものを作っていただいておりまして、基礎自治体に周知をしているところであります。こういうような連携とともに、自治体からの質問や相談に丁寧に寄り添って対応していくというところでございます。

　また、今般の給付のみならず、全般にわたりまして、地方あるいは現場の自治体職員の方の声を聞くということも大切にして進めてまいりたいと思ってございます。

**○岸まきこ**　自見大臣、本当にありがとうございます。

　自治体の声も大事にしていただきたいのと、さっきの基準の話も分かりやすくしていただくことをお願い申し上げ、質疑を終わります。